

迷惑電話や特殊詐欺の対策を強化してみませんか？

国全体で横行している迷惑電話や特殊詐欺。「私は大丈夫」、「知らない番号には出ないから引っかからない」と誰もが思っています。しかし、令和4年の被害額は370億円にものぼり、近隣市町村や本町でも増えてきています。

そこで、町ではできるだけ被害を防ぎたいという思いから、迷惑電話対策機能がついている録音機や電話機を購入した際の補助制度を令和5年度から開始しました。

話だけでも聞いてみたいという方はお電話または窓口にお越しください。



・補助内容

幌延町にお住まいの方で65歳以上の方のみで構成している世帯の方
税金の滞納がない方

・補助内容

対象機器の購入金額（消費税・設置費用を除く）に5分の4を乗じた額を補助
（上限8,000円）

補助制度を使用できるのは1回のみとなります

・申請方法

窓口での申請が必要となります

（領収書の写し、取扱説明書の写し、通帳・キャッシュカードの写しが必要です）

・申請期限

購入から1ヵ月以内

お問い合わせ先 住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

マイナンバーカードをお持ちの方 コンビニで住民票などが取得できます

幌延町は、全国のコンビニエンスストアで各種証明書を取得することができる、コンビニ交付サービスを実施しています。役場の窓口に来ることなく証明書を取得できる便利なサービスですので、ぜひ、ご利用ください。

★ご利用方法

マイナンバーカードをお持ちのうえ、コンビニに設置されているマルチコピー機の画面に表示されるご案内のとおりおすすみください。**4ケタの暗証番号**の入力が必要になります。料金は証明書を取得したコンビニで直接お支払いいただくこととなります。

★利用できる店舗

全国のコンビニなどマルチコピー機を設置している店舗

★証明書交付可能時間

コンビニ営業日の午前6時30分から午後11時まで
（12月29日から1月3日の間は発行できません）

★交付可能証明書及び料金



本籍が幌延町にある方		
戸籍全部事項証明書 （いわゆる戸籍謄本）	450円	
戸籍個人事項証明書 （いわゆる戸籍抄本）		
戸籍の附票	300円	
住所が幌延町にある方		
世帯全員の住民票	300円	
個人の住民票		
印鑑証明書		

※除籍及び改製原戸籍についてはコンビニでは交付できません。

※印鑑証明書を役場窓口で交付するには印鑑登録証が必要となりますが、コンビニ交付の場合は不要です。

※本籍が幌延町以外にある方が戸籍の証明書を取得しようとするときは、本籍地の市区町村がコンビニ交付サービスに対応している必要がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ先 住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812